

工事費内訳書取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、山口市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。以下「市発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市発注工事を入札に付す場合には、通常用の工事費内訳書（様式第1号）の提出を求めるものとする。ただし、次の第1号の入札においては通常用の工事費内訳書に代え、また、次の第2号又は第3号の入札においては通常用の工事費内訳書に加え第4条に規定する調査用の工事費内訳書（以下「調査用の工事費内訳書」という。）を提出するものとする。

- (1) 設計金額5,000万円（建築一式工事は1億円）以上の入札
- (2) 設計金額5,000万円（建築一式工事は1億円）未満の入札のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致したもの
- (3) 設計金額5,000万円（建築一式工事は1億円）未満の入札のうち、入札結果等に不自然さがあると判断したもの

(提出時期)

第3条 工事費内訳書の提出を求める時期は、通常用の工事費内訳書及び前条第1号に基づく調査用の工事費内訳書は入札書と同時（1回目の入札に限り、山口市競争入札参加者心得第17条の再度入札を除く。）に提出するものとし、前条第2号及び第3号に基づく調査用の工事費内訳書は開札後に提出を求めるものとする。

2 前条第2号及び第3号の場合、入札執行者は落札決定を保留し、原則として入札執行日の翌日から起算し2日（山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日を含まない。）以内に当該入札の全ての参加者に対して速やかに調査用の工事費内訳書の提出を求めるものとする。

(調査用の工事費内訳書記載事項)

第4条 調査用の工事費内訳書の記載については、次のとおりとする。

- (1) 工事費内訳書の内容は、入札公告又は指名通知において示した金抜きの工事積算内訳書及び工種明細表（以下「金抜内訳書」という。）に記載のある「費目・工種・施工名称」に対応する数量、単位を正確に転記し、単価及び金額を記入すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は、用紙サイズA4（縦・横自由）とし、表紙に表題（工事費内訳書と記載）を付す。
- (3) 表紙には発注者、工事名、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載し、押印すること。ただし、入札書と同時に提出する場合は、山口市競争入札参加者心得第9条（入札書等の提出）第6項に定めるところによる。
- (4) 工事費内訳書の合計額（消費税相当額を除く。）は、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）を設けないもので記載し、入札書に記載する額と同額の金額を記載すること。
- (5) 一式表示（金抜内訳書及び数量表等で一式表示となっているものを除く。）を設けないこと。やむを得ず一式表示とした場合は、該当する工種明細表を添付し、金抜内訳書記載の施工名称、数量が確認できるようにすること。
- (6) 工事費内訳書の表紙及び内訳表には、全葉数と各ページを記載すること。
- (7) 入札書と同時に提出する場合は、前各項に掲げるもののほか、山口市競争入札参加者心得に定めるところによること。

（工事費内訳書の審査）

第5条 工事費内訳書の審査等は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 通常用の工事費内訳書及び第2条第1号の入札における調査用の工事費内訳書（談合情報等があり談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した入札及び入札結果等に不自然さがある入札におけるものを除く。）

ア 審査の対象

予定価格と判断基準額又は最低制限価格の範囲内で入札をした者のうち、最低額で入札した者から審査するものとする。ただし、次に掲げる工事については、予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低額で入札した者から審査するものとする。また、次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者を審査する。なお、総合評価落札方式の場合は、最高評価値の者から審査する。

- (ア) 土木系工事のうち土木系機械設備工事又は土木系電気設備工事
- (イ) 営繕系工事のうち営繕系機械設備工事又は営繕系電気設備工事で、かつ、直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの
- (ウ) 解体工事

イ 審査の内容

1次チェック（別表第1に定める1次チェック項目の表に掲げる項目について、未提出又は不備があるかの確認）を行う。ただし、通常用の工事費内訳書については、同表中「類型2」のうち「④」及び「⑤」を審査の対象としない。

ウ 審査の時期

開札後に行う。

エ 審査者

入札執行課（調査用の工事費内訳書の審査にあつては、工事担当課を含む。）の2人以上で行う。

オ 審査の結果

未提出又は不備がある場合（軽微な誤記等を除く。）は、山口市工事執行規則（平成17年山口市規則第164号）第15条（入札の無効）及び山口市競争入札参加者心得第11条（無効とする入札）に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

なお、該当者については、工事費内訳書の不備による入札無効通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

カ その他

くじ引きにより落札者又は落札候補者の決定を行う場合は、くじ引きの対象者全員の工事費内訳書を審査する。

(2) 第2条第1号の入札（談合情報等があり談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した入札又は入札結果等に不自然さがある入札に限る。）又は同条第2号若しくは第3号の入札における調査用の工事費内訳書

ア 審査の対象

全入札者とする。

イ 審査の内容

(ア) 2次チェック（別表第2に定める2次チェック項目の表に掲げる項目について、談合の疑いがあるかの確認）を行う。

(イ) 必要に応じて3次チェック（別表第2に定める3次チェック項目の表に掲げる項目について、工事費内訳書の分析）を行う。

ウ 審査の時期

工事費内訳書の提出後、談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取前までに行う。

エ 審査者

入札執行課（工事担当課を含む。）の2人以上で行う。

オ 審査の結果

2次チェック及び3次チェックの審査結果をもとに、山口市入札制度等検討委員会において、当該入札の有効性、契約締結の妥当性又は契約解除の可否の判断を行う。

また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応すること。

なお、第2条第1号の入札において、入札を有効と判断し落札決定の手続へ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続は前号を準用する。

(工事費内訳書の取扱い)

第6条 提出された工事費内訳書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- (2) 返却しない。
- (3) 必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- (4) 山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）第5条第6号の非公開情報に該当するものとし、公開対象としない。

(指名停止措置)

第7条 工事費内訳書の不備で入札が無効になった場合においても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。

(落札者以外の工事費内訳書無効の取扱い)

第8条 落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

(周知方法)

第9条 入札者に対する周知は、入札公告及び入札条件指示事項に記載することにより行う。

(保管期間)

第10条 工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札者分については入札終了月の翌月から1年間とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月13日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

【1次チェック項目】(必須)

類 型	チェック	未提出又は不備とされる場合
1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	<input type="checkbox"/>	①工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	<input type="checkbox"/>	②工事費内訳書とは無関係な書類である場合(例:領収書、会社概要など)
	<input type="checkbox"/>	③他の工事の工事費内訳書である場合
	<input type="checkbox"/>	④白紙である場合
	<input type="checkbox"/>	⑤工事費内訳書が特定できない場合(注1)
	<input type="checkbox"/>	⑥他の入札者の工事費内訳書を手に入れ、使用している場合
2 工事費内訳書に記載すべき事項が欠けている場合	<input type="checkbox"/>	①工事費内訳書(消費税相当額を除く。)の合計金額と入札書の金額が同一でない場合
	<input type="checkbox"/>	②工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出している場合
	<input type="checkbox"/>	③工事費内訳書が未記入の場合
	<input type="checkbox"/>	④「費目・工種・施工名称」ごとに記載されていない場合。様式はA4サイズとし、縦横自由とする。(注2)
	<input type="checkbox"/>	⑤工種及び施工名称が完全に欠落している場合
	<input type="checkbox"/>	⑥中項目+中項目+…=直接工事費 直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一般管理費=工事価格とならない場合
3 表紙に記載すべき事項に誤りがある場合	<input type="checkbox"/>	①発注者名に誤りがある場合 (入札書と同時に提出する場合は、対象外)
	<input type="checkbox"/>	②発注案件名に誤りがある場合
	<input type="checkbox"/>	③提出業者名に誤りがある場合
	<input type="checkbox"/>	④内訳書の表紙に押印が欠けている場合 (入札書と同時に提出する場合は、対象外)
4 文字又は金額の訂正、挿入及び抹消の箇所の押印が欠けている場合	<input type="checkbox"/>	①使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印(代理人による入札の場合は、委任状又は一括委任状において受任者の使用印として定めた印をもって代えることができる。)の押印がない場合

(注1) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、「無効」として取り扱うものとする。

(注2) 例:「路盤工 1,000㎡」が「路盤工 一式」や、複数の施工名称、数量を一式としているもの。ただし、一式表示としているが、該当する工種明細表を添付し、金抜内訳書記載の施工名称、数量が確認できるものは「無効」としない。

(注3) 軽微な不備により、修正又は追加提出等を指示する場合は、工事費内訳書の記載のうち全葉数及びページ数の誤記載及び記載漏れの場合に限る。

(注4) 明らかに転記ミスによる誤字・脱字・誤記載の場合は「無効」とはしない。

別表第2（第5条関係）

【2次チェック項目】

チェック項目	チェック	談合の疑いがある とされる場合	具体例(注2)
様式等の他の入札者との比較	<input type="checkbox"/>	①様式、書式、書体等が他者と同一である場合 (注1)	2者の様式が同一
金額の他者との比較	<input type="checkbox"/>	②金額が同一（類似している場合も含む。）である部分が複数者に共通して積算項目の多項目にわたり存在する場合	入札者10者のうち3者において、積算項目（費目・工種・施工名称）10項目のうち3項目が同一の金額となっている。（ただし、積算単価を公表しており、一致することが予測できる場合を除く。）
表記上の誤りの確認及び他の入札者との比較	<input type="checkbox"/>	③複数者に共通して同様の表記上の誤り、違い等が存在する場合（積算項目、単位、公表数量、工事名等）	2者について、「床版工」が「床床版工」となっている等の共通した誤りが4箇所確認される。

(注1) 様式が他者と同一である場合は、関係者間で情報交換を行った可能性があるため、談合の疑いがあるものとして取り扱う。

(注2) 例であり、談合の疑いがあるかどうかについては、案件ごとに判断すること。

【3次チェック項目】（2次チェックに加え、必要に応じて実施）

分析項目	チェック	着 眼 点
様式について、当該者が過去に提出した内訳書との比較	<input type="checkbox"/>	当該者が従来使用してきた様式と異なっている等の不自然な点はないか
金額（比率）の他者との比較	<input type="checkbox"/>	金額が特定の者に対する一定割合の金額差となっていないか
金額（比率）の官積算との比較	<input type="checkbox"/>	複数者の金額が官積算に対して共通の乖離傾向を示していないか

備考 分析結果については、適宜事情聴取に反映させる等により活用

様式第1号（第2条関係）

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	
-------	--

商号又は名称	
--------	--

費 目	金 額 (円)
直接工事費 ①	
共通仮設費 ②	
現場管理費 ③	
一般管理費 ④	
合 計 金 額 (①+②+③+④)	

※消費税及び地方消費税を除いて記載すること。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

工事費内訳書の不備による入札無効通知書

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

山口市長 印

先に入札を執行しました下記工事については、工事費内訳書の審査の結果、貴社の行った入札が無効であることが認められましたので通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	山口市 地内
入札執行の日時	年 月 日 時 分
工事費内訳書の 不 備 の 内 容	

※ 工事費内訳書の不備の内容については、入札を無効等とする場合の判断基準と照らし合わせ、具体的に記載すること。